

社会人学習への国の金銭的支援制度と今後の拡充の方向性

「ケイコとマナブムックシリーズ」編集長
リクルート進学総研 研究員(社会人学習領域)
乾 喜一郎

● PROFILE
1967年大阪生まれ。リクルート入社後は一貫して、進学・就職・転職といったキャリア領域に携わり、2006年より現職。『社会人&学生のための大学&大学院選び』『稼げる資格』等の編集を通じ、社会人大学院生や資格取得者などこれまで取り上げてきたライフストーリーは3000例に及ぶ。社会人学習の専門家として、文部科学省ほか各種有識者委員を務める。

日本の大学・大学院における社会人の比率は国際比較では非常に低い。学士課程入学者に占める25歳以上の割合はOECD平均の16.6%に対して日本は2.5%。その大きな阻害要因となっているのが、「費用」である。

リクルート「ケイコとマナブ」が昨年12月に実施した「社会人の学習実施率に関する調査」では、過去1年間に勤務先からの指示以外で学び事^{*1}を実施していない層にその理由を問うているが、費用が問題と答えた者の比率は60%。さらに、最も大きな理由と答えた者では2位以下の理由を大きく引き離している。

無料か、それに近い金額で大学・大学院で学ぶことができる諸外国に対し、国や自治体による公的な支援の小さい日本では、例えば大学院への進学の場合100万円以上の費用を必要とする。年収の10%を越えるだけでなく、学習に費やす時間分の収入の減少まで考えると、二の足を踏むのは当たり前。特に30代～50代の働き盛りの層では子どもの教育費や親の介護負担等と重なるケースも少なくない。所属企業が負担できるケースも少ない。

国もその課題は認識しており、2014年より、従来の教育訓練給付制度に加え、「専門実践教育訓練給付制度」を創設している。そこで、この制度を所管する厚生労働省、また対象講座の拡充を進める文部科学省、経済産業省に、金銭的支援策の現状と今後の方向性について取材した。

拡充された専門実践教育訓練給付制度の内容

教育訓練給付制度は1998年、個人が自らのキャリア設計に基づいて主体的に学びを実施することを経済的に支援するため創設された。広く労働者の就業の安定を目的とする雇用保険の枠組みを用い、被保険者期間等にかかわる一定の要件を満たした者が自ら費用を負担して厚生労働大臣に指定された講座を受講した際、その費用の一部を給付する制度である。

所管する厚生労働省人材開発統括官参事官(若年者・キャリア形成支援担当)伊藤正史氏に聞いた。

「専門実践教育訓練給付制度創設の最大の理由は、労働市場の構造変化です。労働者と企業との関係性が変わり、現在の職場環境だけではなく、将来必然的に発生する変化に対応するには、一人ひとりの労働者がそれぞれの適性・能力・志向を活かした中長期的なキャリア設計を行う必要が高まってきた。これに資する教育プログラムは必然的に長期・高額なものとなるため、労働者の受講機会を確保する上での制度の充実が求められたのです」(厚生労働省・伊藤正史参事官)。

表1のように、給付内容は一般教育訓練給付に比べ大幅に拡充されている。

また、訓練実施の前にキャリアコンサルティング(または、在職者の場合、所属企業からの推薦)が必須となっていることも大きな特徴だ。「働く方々個々人の中長期的なキャリア形成のためには、キャリアの方向性を整理し、受講目的の明確化や受講への意欲の向上を行うことが効果的です。コンサルティングに対しては99%の受講希望者が『役に立った』『まあまあ役に立った』と答えているほか、受講後の講座に対する満足度の高さ(『大変満足』『おおむね満足』の合計は95.3%)にもつながっていると考えられます」(同)。*2

さらに、企業が企業の負担により従業員に専門実践教育訓練を受講させた場合は、一定の要件を満たせば「人材開発支援助成金」として、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について助成を受けることができるようになっている。これもまた、人材育成を個別企業だけではなく、社会全体で担っていこうという狙いの表れだろう。

対象となる講座は当初は3つの類型であったが、その後新

表1 教育訓練給付制度の概要

	一般教育訓練給付	専門実践教育訓練給付
制度開始	1998年12月	2014年10月
対象	雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講	特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講
給付内容	・受講費用の20%(上限年間10万円)を受講修了後に支給	・受講費用の50%(上限年間40万円)を6カ月ごとに支給 ・訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給
支給要件	在職者または離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者 +雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)	+雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)
対象講座数	11,299講座(平成30年4月時点)	2,133講座(平成30年4月時点)
受給者数	111,790人(平成28年度実績)	9,622人(平成28年度実績) 15,489人(制度開始～平成28年度累計)
対象講座指定要件	次の①または②のいずれかに該当する教育訓練 ①公的職業資格または修士・博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ②①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの(民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等) 【対象外】趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練	表2の①～⑥のタイプのいずれかに該当し、かつ、就職・在職率や合格率などに関して類型ごとに指定された講座レベル要件を満たしたもの
教育訓練支援給付金について	—	受講する45歳未満の若年離職者に対し、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2カ月ごとに支給(平成33年度末までの暫定措置)

たな類型が追加され、対象講座は18年4月の時点で2133講座に達している。どの類型も講座修了者の就職・在職率や講座の定員充足率等の実績が一定以上の水準にあることが指定要件となっており、社会人の中長期的キャリア形成のための質保証が図られている(表2)。

当初は一度給付を受けると次回支給が可能になるまでに10年間の被保険者期間が必要だったが、現在では「3年」に改正され、また給付内容についても18年1月から拡充される等、制度の充実が進められている。

「もともと環境変化への対応を目的に創設された制度だということもあり、政府全体での人材力向上の機運の高まりや、働き方改革、人づくり革命の議論が進むにつれて個々人の活躍促進の取り組みが求められたことを受け、労働政策審議会でご議論いただいた上で、拡充が進められてきたものです」(同)。

講座類型ごとに見ていきたい。

第一類型は「業務独占資格または名称独占資格に関わるいわゆる養成施設の課程」。これまでの受給者数の約8割を占めており、幅広い年代の再就職・キャリアアップに利用されている。看護師・准看護師、社会福祉士、精神保健福祉士といった医療・福祉系の国家資格の取得に多く活用されている。

第二類型は「専門学校等の職業実践専門課程」。自動車整備やデザイン等専門分野での実践的な知識・技術を習得する課程で、20～30代の若年離職者を中心に活用されているが、指定講座数に比して実受給者数の比率は小さい。

第一・第二類型ともに、受講開始時離職中であつた者の就職実現に大きく寄与している(受講開始時離職中かつ17年3月末までに教育訓練を修了した者のうち8割前後が就業)。これは

「ジョブ型労働市場で評価されている職種であり、かつ、指定の段階で質保証されている講座であることが要因でしょう。第二類型の受講者数の少なさについては、残念ながらまだまだ認知が浸透していないことが原因となっていると思われる」(同)。

第三類型は「専門職大学院」。第一・第二類型と異なり、受講者の中心は30～40代の在職者となっている。「MBA・MOTの受講が多くを占め、ヒアリングで得られた知見としては、技術開発力・企画力・問題解決力といったコンピテンシーの向上に寄与しているようです。また、給付金があるおかげで中退率が下がっているという声もあります。これまでであれば受講途中で経済面で厳しくなり受講が継続できなかった人も修了に結びついていたのではないのでしょうか」(同)。

新しく適用開始となった類型

16年4月から適用が開始され、今後受給者数の拡大が期待されるのが第四類型である「職業実践力育成プログラム(BP=ブラッシュアッププログラム)」である。指定講座数はまだ94講座(18年4月時点)ながら、適用開始後1年半の17年9月末時点で既に受給者数は337人に達している。

この制度の創設検討に関しては筆者も有識者会議の一員として関わらせていただいたが、大学や高等専門学校が社会人や企業のニーズに対応し、教育内容や社会人が受講しやすい工夫を整備した正規課程・履修証明プログラムについて文部科学大臣が認定する制度であり、授業時間数の約半分以上を双方向型の討論や実務家教員による授業、実地でのフィールドワーク等が占めていることを要件とすること等が特徴的である。



橋本賢二氏
経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 室長補佐

第五類型・第六類型で指定されているのは、必要性が高まる高度IT人材養成のための講座である。その背景と今後の方向性について、経済産業省経済産業政策局産業人材政策室室長補佐(※取材時)の橋本賢二氏に聞いた。

「第四次産業革命を担うIT人材については、例えば新たなAI技術を創出するようなイノベーター層、現場で活用方法を見出し開発を行うミドルハイ層、開発側に対して発注や依頼を行う層まで、まさに『全てが足りていない』状況です。それぞれのレベルに対応した人材育成のツール、実践的な教育訓練の機会を充実させていかなければなりません。

今回創設された『第四次産業革命スキル習得講座認定制度』では、ITスキル標準レベル4の修得を前提としながらも、産業構造の転換や急激な技術革新に対応していけるよう、ナレッジの習得にとどまらず、デザイン思考やアジャイル開発といったコンピテンシーを養成する実践的なプログラムも対象としています」。

第五類型・第六類型ともに現時点での指定講座はまだ少なく、また民間教育訓練機関が実施する講座に限られているが、

大学や大学院についても「積極的に講座開設を検討してもらいたい」と言う。

「17年12月に閣議決定された『新しい経済政策パッケージ』においては、18年夏に向けての検討事項として、リカレント教育の拡充が掲げられています。経済産業省では『我が国産業における人材力強化に向けた研究会』において検討を行い、3月に提出されたその報告書では、IT分野に限らず、広く社会人が学べる環境を作っていく必要があると提言しています。大学関係者の方々には、産業界、ひいては社会全体からのこうした熱い要望に対して力強く応えていただきたい」と(同)。

社会人受講者数を100万人に

中央教育審議会で3月に答申された「第3期教育振興基本計画」においても、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進」は大きなテーマの一つになっており、2022年度までに実現すべき数値目標として大学・専門学校での社会人受講者数を現在の約2倍、100万人にする、ということが掲げられている。そのための具体的な施策の方針について、文部科学省生涯学習政策局参事官(連携推進・地域政策担当)の伊藤史恵氏に聞いた。



伊藤史恵氏
文部科学省生涯学習政策局参事官(連携推進・地域政策担当)

「大学や大学院等で学ぶ社会人の数は近年横ばい傾向が続いており、社会人の学び直しの拡大には様々な課題の克服が必要です。厚生労働省『平成28年度能力開発基本調査』においても、7割強の労働者が「学び直しに問題がある」と答えています。また『平成27年度教育・生涯学習に関する世論調査』では、社会人が大学等の教育機関で学びやすくなるための取り組みとして『学費の負担等に対する経済的な支援』『実践的な内容のプログラムの充実』『土日祝日や夜間における授業の拡充』『学び直しに関する情報を得る機会の拡充』が挙げられています。こうしたことから、大学等に対しては、もっと社会人向け講座の開設を積極的に発信して欲しいと思いますし、実践的な教育カリキュラムを備え、かつ社会人が学びやすい講座を抜本的に増やしていただきたいという課題意識があります。

実践的なプログラムの質的・量的な拡充については、職業実践力育成プログラムや職業実践専門課程の枠組みを活用しながら、社会から求められ、また社会人が高い関心を持つテーマについて、短期で学びやすい講座をいかに増やしていくか、地理的な偏りの解消を含めて取り組もうとしています。

あわせて、現状でもそうした短期で学修可能なプログラムの一部は専門実践教育訓練給付の対象になっていますが、より多様な学び手を後押しできるよう、その他のプログラムについても、厚生労働省と連携しながら検討をすすめていきたいと考えています(文部科学省・伊藤史恵参事官)。

厚生労働省においても、労働政策審議会で専門実践教育訓練給付対象講座指定基準の見直しに関する議論が進められている。

『「人生100年時代構想会議」において一般教育訓練給付の拡充の検討が議論されているように、長期の教育訓練に加え、在職者のコンパクトで弾力的な受講を可能にする対応も課題です。専門実践教育訓練給付制度についても、制度創設から3年間の振り返りをもとに、指定基準のあり方についての見直し検討が始まっています。こうした議論を踏まえ、引き続き、文部科学省、経済産業省とも連携しながら、教育機関がより今日的で実践的なプログラムを開拓しやすいよう、制度設計を進めてまいります(厚生労働省・伊藤正史参事官)。

表3 大学におけるリカレント教育の拡充について議論された・されている主な会議体

所管	会議名
内閣府	人生100年時代構想会議、日本経済再生本部、働き方改革実現会議、未来投資会議、地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議
文部科学省	中央教育審議会 教育振興基本計画部会、生涯学習分科会、大学分科会将来構想部会、大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ
経済産業省	我が国産業における人材力強化に向けた研究会、「第4次産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)」に関する検討会、未来の教室とEdTech研究会
厚生労働省	労働政策審議会人材開発分科会

リカレント教育の拡充施策に鋭くアンテナを

リカレント教育の拡充については、表3のように「人生100年時代構想会議」をはじめ様々な会議体で議論されており、関係各部署が部門間の垣根を越えて検討が進められている。

「社会人の学び直しに関しては、『社会人の入学があまり見込めない』『コースの維持にコストがかかる』『教員の確保が困難』等といった理由から、取り組みに後ろ向きになってしまう大学もあると思います。しかし、大学は複数の専門による教育プログラムを豊かな資産として抱えている教育体であり、最先端の知識を生み出すトップランナーでもあります。出口志向で考えれば、社会のニーズに合う、またニーズをリードするプログラムを様々な形で組んでいくことが可能です。実際に大学や大学院で学んだ社会人も、従業員の教育訓練に大学を活用した企業も、大学の価値を高く評価しています。夏までに最終報告書がまとめられる予定となっている「人生100年時代構想会議」での議論にもあるように、環境変化や社会からの要望に対応し、また社会を積極的に導いていこうとする大学を支援するため、今後も様々な施策が実施されようとしています。大学経営に携わる方々には、大学が果たす役割を拡大していくため、鋭くアンテナを立てて社会人に向けた取り組みを充実させていただきたいと考えます(文部科学省・伊藤史恵参事官)。

社会人の学びに関する領域に長く携わってきた筆者の目から見ても、社会人の学習がこれほど注目されたことは過去にない。大学に関する領域にとどまらず、ITや地方活性化をはじめ各専門分野の振興策についても目を離すことはできないだろう。

表2 専門実践教育訓練の対象講座

	第一類型	第二類型	第三類型	第四類型	第五類型	第六類型
業務独占資格・名称独占資格の養成施設の課程	専門学校の職業実践専門課程	専門職大学院	職業実践力育成プログラム(BP)	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする講座	第四次産業革命スキル習得講座	
※「養成施設の課程」とは、国または地方公共団体の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了で公的資格取得、公的資格試験の受験資格の取得、または、公的資格試験の一部免除が可能となる課程	※「職業実践専門課程」とは、専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定したもの	※専門職学位課程	※「職業実践力育成プログラム」とは、大学・大学院・短期大学・高等専門学校の正規課程および履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的プログラムとして文部科学大臣が認定したもの	※「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格」とは、ITスキル標準において、要求された作業をすべて遂行することができるものとされているレベル3相当以上の資格	※「第四次産業革命スキル習得講座」とは、高度IT分野等、将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野に関する社会人向けの専門的・実践的な教育訓練講座(ITスキル標準レベル4相当以上)を経済産業大臣が認定する制度	
指定開始	2014年10月(制度開始時)	2014年10月(制度開始時)	2014年10月(制度開始時)	2016年4月	2016年10月	2018年4月
講座の期間	原則1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間	2年	2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間)	正規課程:1年以上2年以内履修証明プログラム:時間が120時間以上、かつ期間が2年以内	120時間以上 [※] 、かつ期間が2年以内 ※ITスキル標準レベル4相当以上のものに限り30時間以上(2017年10月～)	30時間以上、かつ期間が2年以内
対象講座例	看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、はり師・きゅう師、介護福祉士、保育士、キャリアコンサルタント等	商業実務(経理・簿記)等	MBA、MOT、教職大学院、法科大学院等	地方創生、女性活用、中小企業支援、若年者の就業支援等に関する講座	シスコ技術者認定、情報処理安全確保支援士等	AI、IoT、クラウド、データサイエンス、IT活用分野等
指定要件となる講座レベル	受験率(講座受講者の80%以上)／合格率(全体受験者の平均合格率以上)／就職・在職率(講座受講者の80%以上)	就職・在職率(講座受講者の80%以上)	就職・在職率(講座受講者の80%以上)、法科大学院の場合合格率(全体平均以上)／定員充足率(60%以上)、認証評価適合	就職・在職率(講座受講者の80%以上)、正規課程の場合就職・在職率及び定員充足率(60%以上)	受験率(受講者全体の80%以上)／合格率(全体平均以上)／就職・在職率(講座受講者の80%以上)	就職・在職率(講座受講者の80%以上)
講座数(18年4月時点)	1,180講座	742講座	77講座	94講座	24講座	16講座
実受給者数(17年9月末時点)	12,533名	286名	2,623名	337名	6名	—
指定講座の実施機関	大学、専修・各種学校、指定を受けた民間企業・団体	専修学校	大学院	大学、大学院、短期大学、高等専門学校	民間企業 ※大学・大学院も申請可能	民間企業 ※大学・大学院も申請可能

※1 学び事とは、「資格取得」等の仕事・スキルアップに関するものに加え、趣味に関するものを含む。1回完結や短期集中講座、インストラクター等からの指導、通信教育も全て含む。
※2 データは、第3回労働政策審議会人材開発分科会(平成30年2月6日)資料2-2による